

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和7年6月16日

鹿児島県知事 塩田康一

1 刺し網（きびなご流し網）漁業

(1) 制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
きびなご流し網漁業	甌島周辺及び薩摩川内市（平成16年10月11日現在における線だしの区域に限る）以北の北薩海域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(2) 申請すべき期間

令和7年6月23日～令和7年7月18日

(3) 許可の有効期間

許可日～令和10年2月29日

2 固定式刺し網（いせえび雑魚建網）漁業

(1) 制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
いせえび雑魚建網漁業	点a, 点b, 点c, 点d, 点e, 点f及び点gを順次に直線で結んだ線と陸岸によって囲まれた区域 点a N 31° 50' 21" E130° 11' 23" 点b N 31° 50' 24" E130° 11' 13" 点c N 31° 50' 19" E130° 10' 51" 点d N 31° 50' 06" E130° 10' 34" 点e N 31° 49' 50" E130° 10' 49" 点f N 31° 49' 47" E130° 11' 04" 点g N 31° 49' 42" E130° 11' 09"	8月21日から12月31日まで	定めなし	定めなし	26隻	定めなし

(2) 申請すべき期間

令和7年7月1日～令和7年7月31日

(3) 許可の有効期間

令和7年8月21日～令和7年12月31日